

## 申請書の作成・手続・様式関係図書集

(作成要領)

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
事前協議申請書			
区域図	1:25,000	事業区域（朱書）	都市計画課で販売
位置図	1:2,500	事業区域（朱書）	都市計画課で販売
公図の写し		開発区域内及び隣接地の地番を表示し、区域を明示すること。	開発区域内及び隣接地の地目、地積、所有者の住所氏名を記入すること。
現況図	1:2,500 以上	開発区域の境界、開発区域及びその周辺の地形、構築物並びに施設の構造等を明示。ベンチマークの位置及び高さ明示。	等高線は1メートルの標高差を表示し、開発区域から20メートル以上の周辺を測量すること。
測量図		全体測量図及び土地利用ごとの測量図	実測による三斜法または座標計算
土地利用計画図	1:1,000 以上	開発区域の境界、公共施設及び公益施設位置並びに形状。予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途を表示。	土地利用種別ごとに色分けをする。土地利用ごとに凡例明示する。
造成計画平面図	1:1,000 以上	開発区域の境界、切土または盛土をする土地の部分のがけ、または擁壁の位置及び道路の位置、形状、幅員、勾配並びに宅地・道路等の現況地盤高・計画地盤高を明示。外部からの土砂による埋め立て面積を明示する。	切土（黄）盛土（赤）を色分けする。宅地等の高さ及び隣接地の地盤高並びに道路計画を記入する。ベンチマークの位置を記入する。
造成計画断面図	1:1,000 以上	切土または盛土をする前後の地盤面を明示する。	切土（黄）盛土（赤）を色分けする。断面箇所は造成計画平面図に記入。隣地現況高並びに計画高を記入。

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
道路計画縦横断面図	1:1,000 以上	路線ごとの断面を明示する。 測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配等を明示する。	縦横断箇所は、造成計画平面図に記入する。
排水施設計画平面図	1:500 以上	開発区域等排水施設の位置、種類、材料、形状及び勾配排水方向、流下方向、水路の名称、放流先の名称を明示する。	排水計画の算定資料を添付する。 区域外排水も含めその接続状況を明示する。流末排水施設所有者名を明示。
排水施設縦断面図	1:500 以上	排水施設勾配及び管径、人孔高、管底高、土被り地盤高単距離及び追加距離、測点、排水施設の位置、種類、大きさ及び記号等を明示する。	
給水施設計画平面図	1:500 以上	開発区域等給水施設の位置、種類及び形状を明示する。	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
消防水利平面図	1:500 以上	消防水利の位置及び種類の明示。消防活動空地を明示。	
道路構造図	1:50以上	幅員構成、路面及び路盤の材料、品質、形状及び寸法、横断寸法を明示。 道路排水施設及び埋設等の位置の明示。 計画地下埋設物（水道・ガス等）のオフセット及び土被りについて明示。	
各種構造図	1:50以上	貯水槽・排水施設・安全施設・ごみ置き場等の各種構造を図示したもので、寸法、材料等を記入する。	排水流末の接続詳細図 歩道等の切り下げ詳細図
建築設計概要図		配置図・平面図・立面図・各階面積表	
日影図	1:500以上	冬至の午前9時から午後3時の間の実日影	中高層建築物の場合のみ添付

(※) 申請図書の凡例一覧表は、別表による。

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	
開発区域境界線		雨水管渠		雨水角形人孔		
工区境界		污水管渠		污水角形人孔		
街区番号	<p>街区番号 計画高 敷地面積</p> <p>1-1 FH= m</p> <p>予定建築物の用途</p>	合流管渠		河 川		
宅地番号		<p>共住 FH= m</p> <p>計画高 敷地面積</p>	既設管渠	法 面		
公共公益用地	<p>公共公益施設の名称 計画高 敷地面積</p> <p>公園 FH= m</p>	横断暗渠	種 別	間知ブロック積擁壁		
造成計画高		<p>TBM H=10.00</p>	暗渠	円 形	⊙ 内 径	重力式擁壁
敷地面積	馬 蹄 形			⊖ 巾×高さ	R C 擁 壁	
B M	矩 形			⊠ 巾×高さ	給 水 管	
位 置	<p>道路番号 巾 員</p> <p>3 6.5</p>	卵 形	▽ 呼 び 名	制 水 弁		
高 さ		<p>i = 3.0%</p> <p>ℓ = 30.00</p>	U形側溝及び寸法	U-〇〇	消 防 水 利 施 設	消火栓 防火水槽は実在 ⊕ ⊖ の形にする
道路番号及び巾員	<p>雨水 ⊙ i = L =</p> <p>污水 ⊙ i = L =</p>	開	L形側溝及び寸法	L-〇〇	階 段	
勾 配、延 長		渠	Lu形側溝及び寸法	LU-〇〇	ガ ー ド レ ー ル	
変 化 点		<p>巾×高</p>	グレーチング側溝		ガ ー ド フェ ン ス	
管 番 号	<p>その他開渠</p> <p>∩ 巾×高さ</p>	柵 類		落 石 防 護 柵		
管 径		雨 水 円 形 人 孔	○	車 止 め	可動式又は固定式 ○—○	
勾 配	雨 水 円 形 人 孔	○	樹 木			
管 延 長	汚 水 円 形 人 孔	●	緩 衝 帯			
流 水 方 向						

## 事前協議申請に必要な書類

正副本	部 課 名	事前協議申請書	区域図	位置図	公図写し	現況図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	道路計画縦横断面図	排水施設設計平面図	排水施設縦断面図	給水施設設計平面図	雨水流出抑制施設設置調書	道路構造図	排水施設構造図	各種工作物構造図	求積図(全体・土地利用毎)	緑地求積図	消防水利関係図書	予定建築物	備考
正副本12部	都市建設部 都市計画課 (開発指導室)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1 注3
副本	都市建設部 公園緑地課	0.3ha未満	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	
		0.3ha以上	○	○	○	○	○	○	○	×	○ (公園内)	○ (公園内)	○ (公園内)	×	×	○ (公園内)	○ (公園内)	○	○	×	○	注2
副本	都市建設部 道路河川管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	
副本	都市建設部 道路河川整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	
副本	都市建設部 下水道課	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	注4
副本	都市建設部 建築住宅課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	
副本	市民生活部 環境課	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	
副本	市民生活部 クリーン推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	
副本	市民生活部 安全対策課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副本	市民生活部 商工観光課	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副本	市民生活部 市民活動推進課	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副本	総務企画部 総務課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	
副本	健康福祉部 社会福祉課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
副本	健康福祉部 健康増進課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副本	健康福祉部 高齢者支援課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副本	教育委員会 学校教育課	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
副本	教育委員会 文化スポーツ課	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
副本	消防本部 警防課	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
副本	農業委員会事務局	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	
		(注1) 委任状 (注2) 公園施設の詳細については担当課と協議して下さい。 (注3) 新鎌ヶ谷特定土地区画整理事業区域内については、予定建築物の色をマンセル表の数値で示して下さい。 (注4) 地下埋設物の状況が分かる道路断面図を添付下さい。詳細については、担当課と調整下さい。																				

## 帰属関係書類一覧

文 書 名	規 格	道 路	公 園	ごみ置き場	水 路	電柱用地	防火水槽	集 会 所	調整池等
公共施設用地帰属願書 公共施設帰属願書 (別記様式)	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
土地の登記事項証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
登記嘱託書	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
登記原因証明情報兼登記 承諾書	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
資格証明書 (法人のみ)		○	○	○	○	○	○	○	○
公図写し	1/600	○	○	○	○	○	○	○	○
実測図	1/300 以上	○	○	○	○	○	○	○	○
土地利用竣工図	1/300 以上	○	○	○	○	○			○
道路平面竣工図	1/200 以上	○				○			
排水施設平面竣工図	1/200 以上	○	○		○	○			○
排水施設縦断竣工図	1/200 以上	○			○	○			○
地下埋設施設図 (給水・ガス等)	1/200 以上	○	○			○			
道路縦横断竣工図	1/200 以上	○			○	○			○
たすき図	1/250 以上	○			○	○			○
公園平面図(マイラー片面)	1/300 以上		○						
公園求積図(マイラー片面)	1/300 以上		○						

文 書 名	規 格	道 路	公園・緑地	ごみ置き場	水 路	電柱用地	防火水槽	集 会 所	調整池等
公園施設構造図(マイラー 片面)	1/300 以上		○						
公園地下埋設図(マイラー 片面)	1/300 以上		○						
植栽図(マイラー 片面)	1/300 以上		○						
植栽調書			○						
公園台帳調書			○						
ごみ集積所構造図				○					
開発行為許可書(写し)									○
雨水調整施設等設置調書									○
排水施設計画平面図(出来形)		○			○				○
排水施設構造図(出来形・貯留施設のみ)		○			○				○

## 備考 帰属に当たっての留意事項

- 1 帰属物件ごと(帰属願書を除く)に○印のついた書類を提出すること。
- 2 帰属物件が土地を伴う場合は、その境界(屈曲部及び20～25メートル間隔)に市の石杭を埋設すること。
- 3 道路後退の場合のたすき図の作成に当たっては、後退部分を含む道路全体について、たすき図を作成すること。
- 4 公図の作成に当たっては、帰属部分の分筆を行い、分筆後の公図を提出すること。
- 5 測量図については、帰属部分の確定測量図を提出し、面積は登記簿謄本と一致すること。
- 6 帰属する用地に、所有権以外の第三者の権利(地役権、地上権等)が設定されているときは、すべて抹消すること。
- 7 文書については、工事完了届出書を提出するまでの間に提出しなければならない。

# 登記嘱託書

登記の目的 所有権移転  
原因 令和 年 月 日都市計画法第四十条第二項の  
規定により帰属  
権利者 鎌ヶ谷市  
義務者  
  
添付書類 登記原因証明情報兼登記承諾書、印鑑証明書、  
資格証明書、(嘱託書の写し)  
  
令和 年 月 日嘱託 千葉地方法務局市川支局 御中  
嘱託者 千葉県鎌ヶ谷市長  
連絡先の電話番号  
登録免許税 登録免許税法第4条第1項により免除

## 不動産の表示

所在  
地番  
地目  
地積

所在  
地番  
地目  
地積

所在  
地番  
地目  
地積

# 登記原因証明情報兼登記承諾書

一、不動産の表示 末尾目録のとおり

下記不動産は、令和 年 月 日公共施設敷地として、鎌ヶ谷市へ都市計画法第 40 条第 2 項の規定により帰属したことを証するとともに、その所有権移転登記を実施されることに承諾いたします。

令和 年 月 日

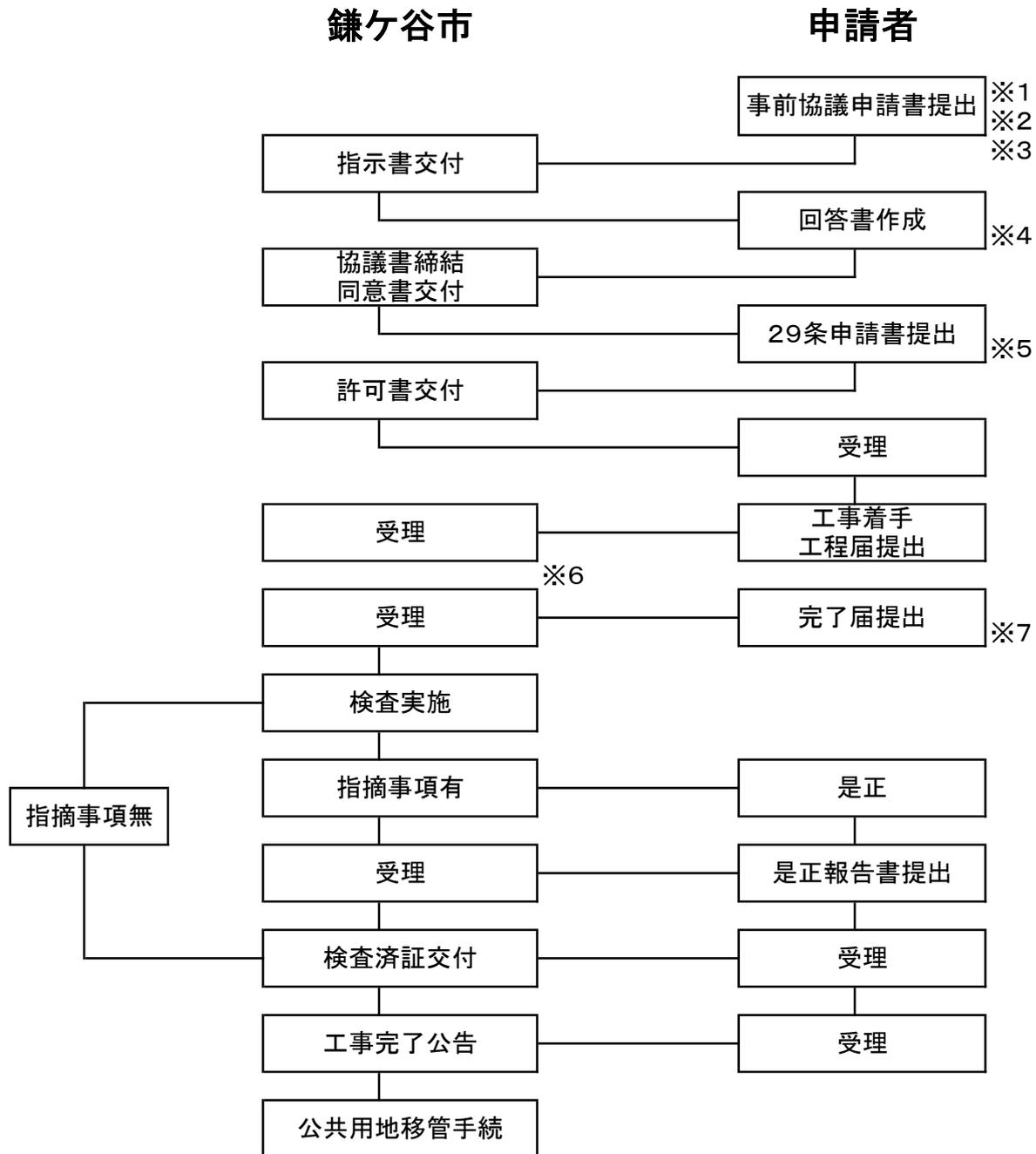
申請人 住所  
氏名

鎌ヶ谷市長 様

記

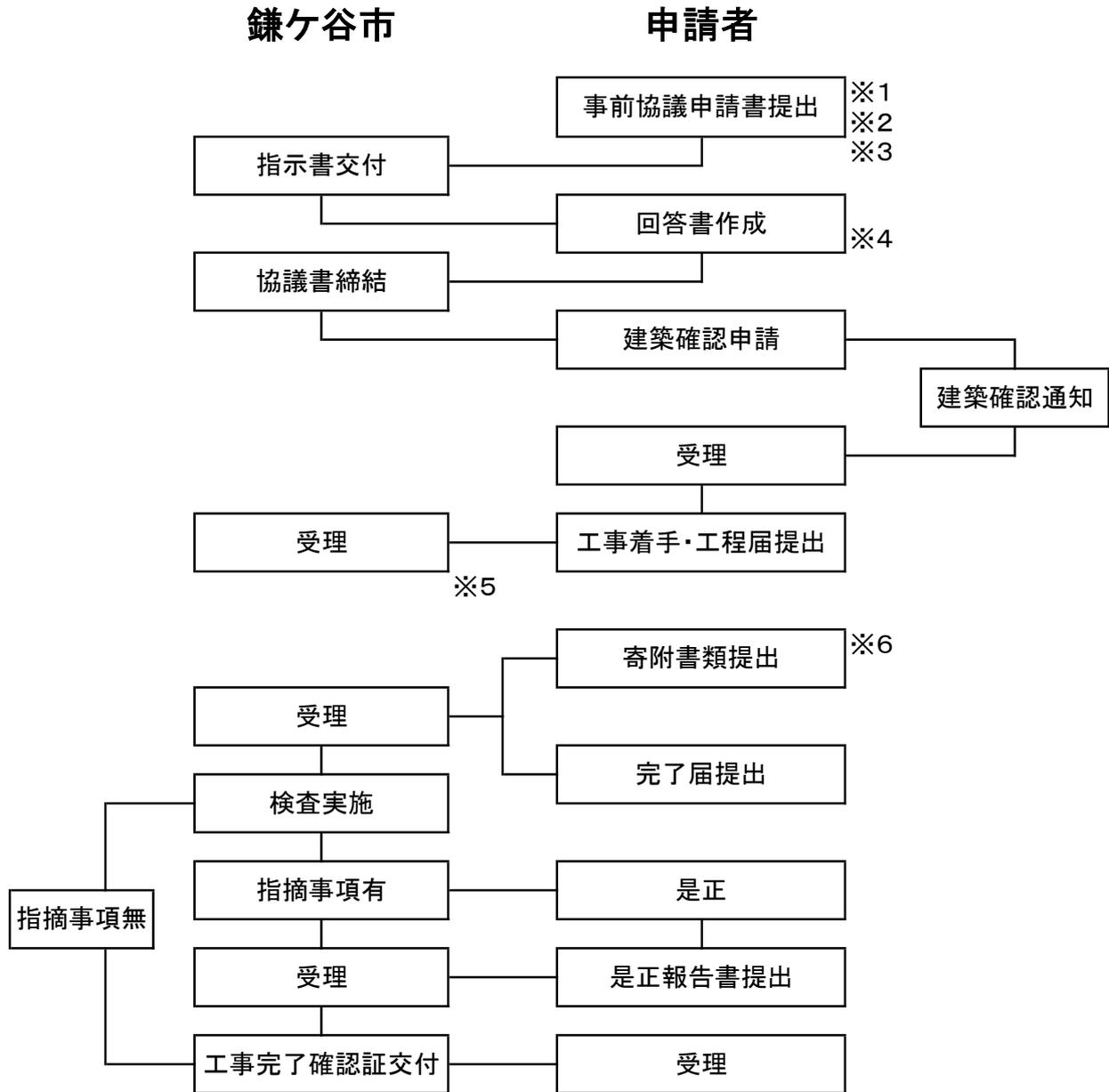
市	大字・字	地番	地目	地積 (㎡)

# 開発行為手続フロー図



- ※1 本申請を行う前に1部都市計画課開発指導室に提出し、事前審査を受けることができる。
- ※2 申請書提出の際には、設置した事前公開板の写真も併せて都市計画課開発指導室に提出(遠近各1枚)
- ※3 中高層建築物は、近隣住民説明書を添付して申請
- ※4 指示書交付後、事業者が各課と協議
- ※5 29条許可後、認められた場合において、37条による許可申請有
- ※6 必要に応じ、中間(擁壁及び路盤等)検査を実施
- ※7 帰属の書類については、工事完了検査前迄に、分筆・地目変更・抵当権抹消を行い提出

# 建築行為手続フロー図



- ※1 本申請を行う前に1部都市計画課開発指導室に提出し、事前審査を受けることができる。
- ※2 申請書提出の際には、設置した事前公開板の写真も併せて都市計画課開発指導室に提出(遠近各1枚)
- ※3 中高層建築物は、近隣住民説明書を添付して申請
- ※4 指示書交付後、事業者が各課と協議
- ※5 必要に応じ、中間(擁壁及び路盤等)検査を実施
- ※6 寄附の書類については、工事完了検査前迄に、分筆・地目変更・抵当権抹消を行い提出

# 担 当 部 局 一 覧 表

担当部局	担当課	担当室・係	場所・連絡先	主な協議内容
都市建設部	都市計画課	開発指導室	本庁舎 4 階	開発行為・建築行為に関する総合窓口 開発行為・建築行為の許可、検査に関すること。
		都市政策室	本庁舎 4 階	用途地域・駐車場計画に関すること。 都市計画法第 5 3 条に関すること。 鎌ヶ谷市景観条例に関すること。
		まちづくり室	本庁舎 4 階	土地区画整理に関すること。
	公園緑地課	みどり推進係	本庁舎 4 階	公園・緑地に関すること。公園の帰属等に関すること。
	道路河川管理課	管理係	本庁舎 4 階	道路及び水路の接続・占用等に関すること。 道路及び水路等の境界査定等に関すること。 道路及び水路の帰属等に関すること。
		交通安全・道路 河川維持係	本庁舎 4 階	帰属道路及び水路構造の維持補修に関すること。 交通安全の施設の計画及び管理に関すること。 自転車駐輪施設の指導に関すること。
	道路河川整備課	道路・連立係	本庁舎 4 階	市道の計画及び施工に関すること。 都市計画道路に関すること。
		治水係	本庁舎 4 階	雨水調整施設設置基準・水路・河川等に関すること。
	下水道課	計画係	本庁舎 4 階	公共下水道計画に関すること。
		経營業務係	本庁舎 4 階	公共下水道の受益者負担金・使用料に関すること。
		建設係	本庁舎 4 階	公共下水道の工事・維持管理に関すること。
	建築住宅課	建築係	本庁舎 4 階	建築基準法等に関すること。 建築基準法の道路に関すること。 ワンルームに関すること。
	市民生活部	市民活動推進課	地域振興係	本庁舎 1 階
環境課		環境保全係	本庁舎 1 階	騒音・公害防止等（特定建設作業・特定施設）・埋め立て 関係に関すること。
クリーン推進課		業務係	本庁舎 1 階	ゴミ処理・ゴミ集積所に関すること。
		計画管理係		し尿・雑排水処理・浄化槽に関すること。
安全対策課		防犯係	本庁舎 1 階	防犯灯に関すること。防災行政無線に関すること。
商工観光課		商工観光係	本庁舎 2 階	商工業・出店に関すること。
農業振興課		農政係		森林法に関すること。 鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例に関すること。

担当部局	担当課	担当室・係	場所・連絡先	主な協議内容
総務企画部	総務課	行政室	本庁舎 3 階	行政境界に関すること。
健康福祉部	健康増進課	予防係	総合福祉保健センター 1 階	医療関係施設に関すること。
	高齢者支援課	高齢者福祉係	総合福祉保健センター 2 階	老人福祉施設に関すること。
	社会福祉課	社会福祉係	総合福祉保健センター 4 階	千葉県福祉のまちづくり条例等に関すること。
教育委員会 (生涯学習部)	学校教育課	学務保健室	本庁舎 5 階	通学路等に関すること。
	文化・ スポーツ課	文化係	本庁舎 5 階	文化財の有無及び保全に関すること。
農業委員会 事務局			本庁舎 2 階	農地に関すること。
消防本部	警防課	警防係	TEL 444-3235	消防水利及び消防活動用地等に関すること。

